

分譲住宅・宅地の買戻特約登記の抹消について

令和5年4月1日以降、売買契約から10年が経過している買戻特約登記抹消は、所有者(登記権利者)が単独で登記申請できるようになりました。

これにより公社(買戻権者)が交付する書類は不要となります。

お手続き等の詳細は物件所在地の管轄法務局または司法書士等へご確認ください。